



今回は、厚労省から「社会保険適用拡大」に関するQ&Aが発表されましたので、中でもご相談の多い事項についてご紹介します。100人超の企業様については、10月までのスケジュールを決めて、混乱が起きないように適用対象者とのコミュニケーションをとっていく必要があります。

社会保険適用拡大に関するQ&A (抜粋)

2022年10月より被保険者が100人を超える事業所に社会保険の適用拡大が始まりますが、先般、Q&Aが発表されましたので、その一部を共有させていただきます。

Q1 「被保険者の総数が常時 100 人を超える」において、被保険者はどのような者を指すのか。今回の適用拡大の対象となる短時間労働者も含むのか。70歳以上で健康保険のみ加入している被保険者は対象に含めるのか。

特定適用事業所に該当するか判断する際の被保険者とは、適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数になります。そのため、今回の適用拡大の対象となる短時間労働者や70歳以上で健康保険のみ加入しているような方は対象に含めません。

Q2 「被保険者の総数が常時 100 人を超える」とは、どのような状態を指すのか。どの時点で常時 100 人を超えると判断することになるのか。

「被保険者の総数が常時 100 人を超える」とは、

- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 12 か月のうち、6 か月以上 100 人を超えることが見込まれる場合を指します。
- ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 12 か月のうち、6 か月以上 100 人を超えることが見込まれる場合を指します。

Q3 施行日から特定適用事業所に該当する適用事業所は、どのような手続が必要になってくるか。

令和3年10月から令和4年8月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月以上100人を超えたことが確認できる場合は、機構において対象の適用事業所を特定適用事業所に該当したものとして扱い、対象の適用事業所に対して「特定適用事業所該当通知書」を送付するため、特定適用事業所該当届の届出は不要です。

Q4 1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動する場合はどのような場合か。また、そのような場合は1週間の所定労働時間をどのように算出すればよいか。

4週5休制等のため、1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し一定ではない場合等は、当該周期における1週間の所定労働時間を平均し、算出します。

Q5 所定労働時間が1か月単位で定められている場合、1週間の所定労働時間をどのように算出すればよいか。

1か月の所定労働時間を12分の52で除して算出します（1年間を52週とし、1か月を12分の52週とし、12分の52で除すことで1週間の所定労働時間を算出する）。

Q6 就業規則や雇用契約書等で定められた所定労働時間が週20時間未満である者が、業務の都合等により恒常的に実際の労働時間が週20時間以上となった場合は、どのように取り扱うのか。

実際の労働時間が連続する2月において週20時間以上となった場合で、引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれる場合は、実際の労働時間が週20時間以上となった月の3月目の初日に被保険者の資格を取得します。

Q7 短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の適用については、月額賃金が8.8万円以上であるほかに、年収が106万円以上であるかないかも勘案するのか。

月額賃金が8.8万円以上であるかないかのみに基づき、要件を満たすか否かを判定します（年収106万円以上というのはあくまで参考の値です。）。

Q8 月額賃金が8.8万円以上の算定基礎となる賃金には、どのようなものが含まれるのか。

月額賃金8.8万円の算定対象は、基本給及び諸手当で判断します。ただし、以下の①から④までの賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ② 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ③ 時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金
- ④ 最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）

10月に向けての社内対応フロー



MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジ 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>